

北海道地方メディア連携協議会 設置規約

(名称)

第1条 北海道地方メディア連携協議会（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等について、住民の理解と行動につなげるため、関係機関が有する特性を活かした情報発信・伝達の取組を共有・実施し、連携関係を構築することを目的とする。

(組織)

第3条 会議は、別紙で掲げる水害・土砂災害ハザード・リスク情報を発信・伝達する行政及びメディア関係者で構成する。

(会議)

第4条 会議は、北海道開発局が招集する。

(会議の実施事項)

第5条 会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 行政とメディアそれぞれの水害・土砂災害情報の提供・伝達に関する取組状況の共有
- 二 災害時における住民への効果的な情報伝達のための情報共有、連携方策の調整
- 三 平時からの住民等への周知・啓発・訓練等による防災力強化に関する連携方策の調整
- 四 災害時における相互の連絡窓口、問い合わせ窓口の調整
- 五 国土交通省が開催する「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト（以下「情報共有プロジェクト」という。）」全体会議の実施状況等に関する情報共有
- 六 その他、情報共有プロジェクトに関連した取組の調整等、会議において必要な事項

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議資料及び議事概要は、その公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害する恐れがある場合を除き、北海道開発局ホームページで公開する。

(事務局)

第7条 会議の事務局及び議事進行は、北海道開発局建設部河川管理課で行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関する必要な事項は、会議において定める。

(附則)

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

構成機関一覧

(メディア)

旭川ケーブルテレビ株式会社
株式会社朝日新聞社北海道支社
株式会社S T Vラジオ
株式会社エフエム・ノースウエーブ
株式会社エフエム北海道
株式会社帯広シティーケーブル
特定非営利活動法人気象キャスターネットワーク
一般社団法人共同通信社札幌支社
株式会社釧路新聞社
札幌テレビ放送株式会社
株式会社ジェイコム札幌
株式会社時事通信社札幌支社
株式会社テレビ北海道
株式会社十勝毎日新聞社
株式会社苫小牧民報社
株式会社日本経済新聞社札幌支社
日本放送協会札幌放送局
株式会社ニューメディア函館センター
株式会社北海道新聞社
北海道テレビ放送株式会社
北海道文化放送株式会社
北海道放送株式会社
株式会社毎日新聞社北海道支社
株式会社室蘭民報社
株式会社読売新聞社北海道支社

(五十音順)

(行政)

国土交通省北海道開発局
気象庁札幌管区気象台
北海道